

ガバナンス

コーポレートガバナンス

リスクマネジメント

コンプライアンス

税務戦略

事業継続マネジメント

情報セキュリティ

知的財産管理

責任ある広告・宣伝

株主還元とIR活動

コーポレートガバナンス

基本的な考え方

住友林業は、「住友林業グループは、公正、信用を重視し社会を利するという『住友の事業精神』に基づき、人と地球環境にやさしい『木』を活かし、人びとの生活に関するあらゆるサービスを通じて、持続可能で豊かな社会の実現に貢献します。」という経営理念の下、経営の透明性確保、業務の適正性・適法性の確保、迅速な意思決定・業務執行などに努めています。

また、これらの取り組みを通じて、コーポレートガバナンスのさらなる充実及び強化を図ることで、継続的に企業価値を拡大し、住友林業グループを取り巻く多様なステークホルダーの期待に応える経営を行っていきます。

▶ [統合報告書](#)

コーポレートガバナンスと内部統制

住友林業は、執行役員制度の導入により意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、社外取締役3名（男性1名、女性2名）を含む9名（男性7名、女性2名）の取締役で構成される取締役会が迅速な意思決定を行う体制としています。取締役会の議長を務める会長は執行役員を兼務せず、取締役会の監督機能の強化と執行役員の業務執行責任の明確化を図っています。また、取締役会の諮問機関として、取締役・監査役候補者及び執行役員の選任ならびに取締役及び執行役員の報酬等に関して意見表明を行う指名・報酬諮問委員会を設置し、意思決定の透明性及び公正性を確保しています。

さらに、住友林業は監査役会設置会社で、監査役は社内の重要会議に出席するほか、グループ会社の監査役や内部監査部門との情報交換、監査役補助スタッフを指揮して行う監査業務などを通じて、取締役の業務執行を監督しています。

なお、2021年3月30日現在、取締役9名（うち社外取締役3名）、監査役5名（うち社外監査役3名）、執行役員19名を選任しています。社外取締役3名及び社外監査役3名については、証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ています。

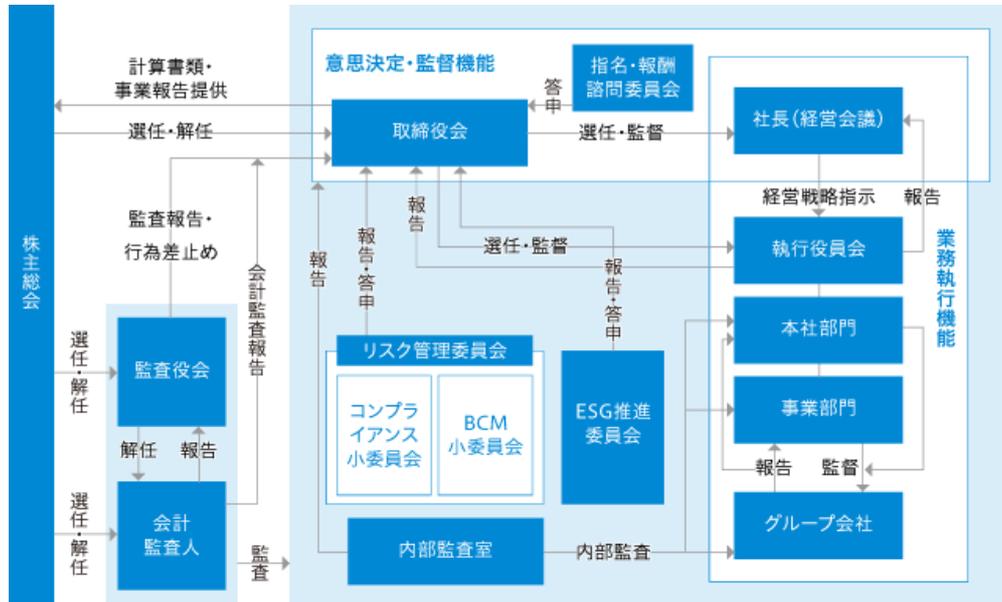
また、2021年3月30日に開催された第81期定時株主総会において、取締役会の監督機能の強化を図るため、社外取締役を1名増員し、取締役会における社外取締役の比率を3分の1以上としました。

▶ [コーポレートガバナンス基本方針](#) 

▶ [コーポレートガバナンス報告書](#) 

▶ [役員一覧](#)

コーポレートガバナンス体制



取締役会・経営会議

取締役会は原則として月1回開催し、取締役会附議基準による重要事項に関する意思決定・監督機能を担っています。具体的には、重要事項に関する意思決定と業績などの確認を行うとともに、各取締役からの報告を基にその職務執行状況を監督しています。取締役及び監査役は、原則として取締役会への出席率を75%以上確保することとしています。

また、重要事項について十分に事前協議するため、取締役会の前に社長の諮問機関である経営会議を開催しています。経営会議には執行役員を兼務する取締役のほか常勤監査役も出席し、原則として月2回開催しています。

本体制により、迅速な意思決定と監督と執行の分離を進め、取締役会の有効性を担保しています。2020年12月期（2020年4月～12月：決算期変更に伴い9ヵ月）は、取締役会を10回、経営会議を17回開催しました。

取締役一覧

地位※1	氏名	担当または重要な兼職の状況※1	取締役会※2	
			出席回数(回)	出席率(%)
代表取締役 会長	市川 晃	—	10	100
代表取締役 社長 執行役員社長	光吉 敏郎	—	10	100
代表取締役 執行役員副社長	笹部 茂	木材建材事業本部・資源環境事業本部 管掌	10	100
代表取締役 執行役員副社長	佐藤 建	生活サービス本部 管掌、 総務・秘書・渉外・人事・ITソリューション・知的財産・内部監査・筑波研究所 担当、 株式会社熊谷組 監査役	10	100

地位※1	氏名	担当または重要な兼職の状況※1	取締役会※2	
			出席回数 (回)	出席率 (%)
取締役 常務執行役員	川田 辰己	住宅・建築事業本部 管掌、 経営企画・財務・コーポレート・コミュニ ケーション・サステナビリティ推進 担当	10	100
取締役 常務執行役員	川村 篤	海外住宅・不動産事業本部長 委嘱	9※3	100※3
取締役 (社外)	平川 純子	弁護士、 株式会社東京金融取引所 社外取締役、 日立建機株式会社 社外取締役	10	100
取締役 (社外)	山下 泉	株式会社イオン銀行 社外取締役	10	100
取締役 (社外)	栗原 美津枝	株式会社価値総合研究所 代表取締役会 長、 中部電力株式会社 社外取締役	-	-

※1 地位、担当または重要な兼職の状況は、2021年3月30日現在のものです

※2 2020年12月期における取締役会への出席回数・出席率を記載しています

※3 2020年6月23日に取締役に就任して以降の状況を記載しています

取締役会の構成

取締役会は、その役割・責務を実効的に果たすため、性別・国籍等の多様性を考慮し、当社グループの事業に関する豊富な経験や実績を有する者、会社経営あるいは産業・政策等に係る豊富な経験や実績を有する者または法律・会計等の専門性を有する者等、知識・経験・能力等において専門性及び多様性を備える構成とし、人数は17名以内としています。

取締役の指名手続

取締役候補者は、人格識見及び当社経営に対する有用性を備えている者から、指名・報酬諮問委員会からの意見を踏まえ、取締役会で決定しています。また、取締役の略歴と兼任状況について、ホームページ上で公開しています。

▶ 役員一覧

取締役会の実効性分析・評価とその結果

1. 評価の方法

取締役会の実効性に関して、当年度は、自己評価・分析については、外部機関の助言を得ながら、全取締役及び全監査役を対象としたアンケートを実施（回答方法は、無記名方式として、外部機関に直接回答することで匿名性を確保）したほか、取締役会において、当社コーポレートガバナンス基本方針で定められている取締役会の役割等にかかる実施状況の確認（以下、状況確認）や、社外取締役及び社外監査役との意見交換を踏まえ、評価を行いました。

2. 評価の結果

- アンケートの実施結果、状況確認及び社外役員との意見交換の結果、当社取締役会は総じて実効的に機能していると評価しました。
- 昨年度の評価で課題として認識された案件への取り組みとしては、指名・報酬諮問委員会で指摘がなされた経営人材の育成・登用等への取り組み状況を確認したほか、取締役会での討議内容の充実を図るため、役員懇談会において次期中期経営計画や新型コロナウイルス禍を踏まえた今後の事業戦略について議論が行われたこと等を確認しました。
- 今後の課題としては、内部監査部門と社外役員とのさらなる連携強化への対応、取締役会資料の改善及び社外取締役の再任ルール制定等を求める意見がありました。

当社は、今後も認識された課題の改善に継続的に取り組むことにより、取締役会の実効性のさらなる向上に努めていきます。

監査役会

監査役会は、監査に関する重要事項を協議・決定しています。社外監査役3名を含む5名の監査役は、それぞれの経験を背景とした高い見識と多角的な視点に基づき、取締役の業務執行をチェックしています。2020年12月期は10回開催しました。

また、主要な子会社の監査役に適切な人材を選任し、当該各社における監査の実効性の向上と情報交換を目的として、住友林業の常勤監査役及び主要子会社の監査役をメンバーとするグループ監査役会を開催しています。2020年12月期（2020年4月～12月：決算期変更に伴い9ヵ月）は4回開催しました。

監査役一覧

地位※1	氏名	担当または重要な兼職の状況 ※1	取締役会※2		監査役会※2	
			出席回数 (回)	出席率 (%)	出席回数 (回)	出席率 (%)
常任監査役 (常勤)	福田 晃久	—	9※3	100※3	8※3	100※3
監査役 (常勤)	東井 憲彰	—	10	100	10	100
監査役 (社外)	皆川 芳嗣	株式会社農林中金総合研究所 理事長、 農林中央金庫 経営管理委員	9	90	9	90
監査役 (社外)	鐵 義正	公認会計士、 大和自動車交通株式会社 社外監査役	10	100	9	90

地位※1	氏名	担当または重要な兼職の状況 ※1	取締役会※2		監査役会※2	
			出席回数 (回)	出席率 (%)	出席回数 (回)	出席率 (%)
監査役（社外）	松尾 眞	弁護士、 株式会社カプコン 社外取締役（監査等委員）、 ソレイジア・ファーマ株式会社 社外監査役、 大正製薬ホールディングス株式会社 社外監査役	9	90	10	100

※1 地位、担当または重要な兼職の状況は、2021年3月30日現在のものです

※2 2020年12月期における取締役会・監査役会への出席回数・出席率を記載しています

※3 2020年6月23日に常任監査役に就任して以降の状況を記載しています

社外役員に関する考え方

社外取締役及び社外監査役の選任にあたっては、以下の独立性基準及び兼職基準に基づき、判断しています。

① 独立性基準

以下の基準のいずれにも該当しない者について、独立性を有する者と判断します。

1. 会社の業務執行者

当社、当社の子会社又は関係会社の業務執行取締役又は執行役員、支配人その他の使用人（以下「業務執行者」）

2. コンサルタント等

- (1) 当社又は当社の子会社の会計監査人である監査法人に所属する社員、パートナー又は従業員
- (2) 弁護士、公認会計士又は税理士その他のコンサルタントであって、当社又は当社の子会社から役員報酬以外に過去3事業年度の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている者
- (3) 法律事務所、監査法人、税理士法人又はコンサルティングファームその他のアドバイザリーファームであって、当社又は当社の子会社を主要な（過去3事業年度の平均でその連結総売上高の2%以上の支払いを当社又は当社の子会社から受けた）取引先とするファームの社員、パートナー、アソシエイト又は従業員

3. 大株主（被所有）

当社の総議決権の10%以上を直接又は間接的に保有する者（法人の場合はその業務執行者）

4. 大株主（所有）

総議決権の10%以上を当社又は当社の子会社が保有している法人の業務執行者

5. 取引先

- (1) 販売先（主要な取引先）：当社の販売額が当社の連結売上高の2%以上である者（法人の場合はその業務執行者）
- (2) 仕入先（当社を主要な取引先とする者）：当社の仕入額が仕入先の連結売上高の2%以上である者（法人の場合はその業務執行者）

6. 借入先

当社の借入額が当社の連結総資産の2%を超える借入先（法人の場合はその業務執行者）

7. 寄附先

当社又は当社の子会社が、過去3事業年度の平均で年間1,000万円又は総収入の2%のいずれか高い額を超える寄附を行っている者（法人の場合はその業務執行者）

8. 親族

本基準において独立性を否定される者（重要でない者（※）を除く）の配偶者又は二親等以内の親族

9. 過去要件

1については過去10年間、2ないし7については過去5年間のいずれかの時点において該当していた者

10. 社外役員の相互就任関係

当社又は当社の子会社の業務執行取締役、常勤監査役を社外役員として受け入れている会社の業務執行者、常勤監査役

※ 重要でない者とは、金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえ、以下のとおりとする。

- ・各会社については、業務執行取締役、執行役員、支配人及び部長クラスの従業員以外の者をいう。
- ・法律事務所又は監査法人等のアドバイザーファームについては、ファームの社員、パートナー及びアソシエイト以外の者をいう。

なお、社外取締役3名及び社外監査役3名は、上記の独立性基準に照らし、一般株主と利益相反の生じるおそれのない者として、十分な独立性が確保されているものと判断しています。

② 兼職基準

- (i) 他の上場会社の取締役又は監査役を兼務する場合、兼職数は以下のとおりとする。
 - (ア) 兼務先において業務執行取締役であるとき
当社以外に当該業務執行を行う会社1社のみ。
 - (イ) (ア) 以外
当社以外に4社まで。
- (ii) 取締役会又は監査役会への出席を75%以上確保できること

指名・報酬諮問委員会

取締役会は、その諮問機関として、指名・報酬諮問委員会を設置し、取締役・監査役候補者及び執行役員の選任、取締役・監査役・執行役員の解任、最高経営責任者及び執行役員の評価、取締役及び執行役員の報酬等の決定に関し、意見を求め、公正性・透明性を確保しています。指名・報酬諮問委員会は、会長、社長及び全ての社外役員（社外取締役3名及び社外監査役3名）から構成され、委員の過半数を社外役員、委員長は社外取締役が務めることとしています。

取締役の報酬は、株主総会の決議により定めた金額の範囲内で、指名・報酬諮問委員会からの意見を踏まえ、取締役会で決定しています。執行役員の報酬は、指名・報酬諮問委員会からの意見を踏まえ、取締役会で決定しています。

指名・報酬諮問委員会の委員一覧

地位※1	氏名	指名・報酬諮問委員会※2	
		出席回数 (回)	出席率 (%)
代表取締役 会長	市川 晃	2	100
代表取締役 社長	光吉 敏郎	2	100
取締役 (社外)	平川 純子	2	100
取締役 (社外)	山下 泉	2	100
取締役 (社外)	栗原 美津枝	-	-
監査役 (社外)	皆川 芳嗣	2	100
監査役 (社外)	鐵 義正	2	100
監査役 (社外)	松尾 眞	2	100

※1 地位は2021年3月30日現在のものです

※2 2020年12月期における指名・報酬諮問委員会への出席回数・出席率を記載しています

リスク管理委員会

リスク管理委員会については、「リスクマネジメント/リスク管理体制」に掲載しています。

2020年度（2020年4月～12月：決算期変更に伴い9ヵ月）は、リスク管理委員会を3回、コンプライアンス小委員会を1回、BCM小委員会を2回開催し、取締役会への報告を3回実施しました。

▶ リスク管理体制

ESG推進委員会

SDGs、TCFDの最終提言、及び人権問題への対応など、環境（Environment）、社会（Social）、ガバナンス（Governance）における中長期的な取り組みやその情報開示への要請が高まっていることから、2018年度よりESG推進委員会を設けています。

ESG推進委員会は、執行役員兼務取締役及び各本部長から構成され、執行役員社長が委員長を務めています。年4回開催する同委員会では、気候変動をはじめとする住友林業グループの持続可能性に関わる中長期的なESG課題に対する取り組みの立案・推進やリスク・機会の分析、SDGs達成に貢献する事業戦略を織り込んだ中期経営計画サステナビリティ編の進捗管理、行動指針・倫理規範などの運用状況と有効性のモニタリングを行っています。

また、委員会での議事内容については全て取締役会へ報告し、事業と社会課題の解決の一体化を図っています。

▶ リスク管理体制

▶ TCFDへの対応

内部監査

住友林業内部監査室は、グループの約200事業所を対象に、リスク評価を加味して、毎年約60拠点を選定し内部監査を実施しています。対象となる拠点は、「業務リスク」（業績・規模・事業の複雑性など）と「コントロールリスク」（リスクの管理体制）の2つの視点から優先順位を付けて選定しています。原則として現地へ赴き書類等の現物を確認し評価しますが、2020年度は新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、海外の事業所を中心に書面監査やデータ監査も取り入れました。

内部監査では、コンプライアンスの遵守をはじめとする業務の遂行状況や、事務処理の管理状況を確認し、その結果を社長、内部監査担当執行役員、監査役のほか、対象事業所の責任者と事業所を担当する執行役員・取締役へ報告しています。また、指摘事項があった場合は、文書や四半期ごとのフォローアップなどで事業所における改善の取り組みを確認するとともに、社長と内部監査担当執行役員及び監査役に報告しています。

▶ [統合報告書](#)

役員報酬

住友林業は、法令に基づき各事業年度における取締役・監査役の役員報酬を開示しています。

取締役及び監査役の報酬等の総額（2020年12月期：決算期変更に伴い9ヵ月）

区分	人員 (名)	総額 (百万円)
取締役	11	360
監査役	6	59
合計	17	419

※1 日本では報酬が1億円以上の役員名とその金額を有価証券報告書に記載する義務がありますが、当社では該当ありません

※2 上記には、2020年6月23日開催の第80期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名及び監査役1名を含んでいます

※3 取締役の報酬等の総額には、取締役の使用人としての報酬その他職務遂行の対価は含んでいません

※4 取締役の報酬等の総額には、2021年3月30日開催の第81期定時株主総会において決議された取締役賞与総額1億6百万円を含んでいます

※5 取締役の報酬等の総額には、取締役（社外取締役を除く）9名に付与した譲渡制限付株式の割当てにかかる費用24百万円を含んでいます

※6 取締役及び監査役の報酬等の総額のうち、社外役員の報酬等の総額は下表のとおりです

社外役員の報酬等の総額（2020年12月期：決算期変更に伴い9ヵ月）

人員 (名)	総額 (百万円)
5	42

役員報酬等

a. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

当社は、当社グループの経営理念実現に向けて、取締役及び監査役がステークホルダーの皆様から期待される役割を適切に果たすように、役員報酬制度を設定することを基本としています。

社外取締役を除く取締役の報酬は、基本報酬及び業績連動報酬としての賞与で構成されます。基本報酬は、例月報酬及び譲渡制限付株式割当のために支給する報酬（以下、譲渡制限付株式報酬という）で構成されます。

当社は取締役の役位ごとに、その役割、責任に応じて基本報酬の額を決定しています。基本報酬のうち例月報酬は固定金額を定めて現金支給することとしており、また、基本報酬のうち10%を基準として譲渡制限付株式報酬として支給することとしています。現金支給金額については、株主総会の決議に基づき月額400万円以内（うち社外取締役は月額500万円以内）で、また、譲渡制限付株式報酬として支給する金額については、株主総会の決議に基づき年額1億円以内で支給することとしています。

譲渡制限付株式報酬は、当社の企業価値向上への貢献意欲や士気を高めると同時に、株価上昇を志向する価値観を株主と共有することを目的に、中長期的なインセンティブとして支給するものです。

業績連動報酬の賞与については、対象となる決算期における退職給付会計に係る数理計算上の差異を除いた連結経常利益、及び親会社株主に帰属する当期純利益の水準を考慮した一定の算式（利益額に比例して賞与の額が変動する計算式）に基づき算出した金額を前提とし、総合的に判断し、株主総会の承認を得て決定しています。

社外取締役の報酬は、基本報酬としての例月報酬のみで構成し、報酬額はその役割、責任に応じて決定しています。

監査役の報酬は、基本報酬としての例月報酬のみで構成されています。

役員報酬の客観性、適正性を確保する観点から、第三者による国内企業を対象とした役員報酬調査結果を活用し、社外役員の役員報酬も含め適切な役員報酬水準の設定を行うようにしています。

b. 業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬の支給割合の決定に関する方針

社外取締役を除く取締役の業績連動報酬としての賞与と基本報酬との支給割合をあらかじめ定めることとはしておらず、下記c.に記載した方法で業績連動報酬としての賞与の額が決定され、結果として業績連動報酬としての賞与と基本報酬との割合が定まることとなります。2020年12月期の業績連動報酬比率実績は社外取締役を除く全取締役平均32.8%となっています。

c. 業績連動報酬に係る指標、当該指標を選択した理由及び当該業績連動報酬の額の決定方法

当社は、業績連動報酬である賞与の各取締役への支給額の水準決定に関しては、対象となる決算期における退職給付会計に係る数理計算上の差異を除いた連結経常利益、及び親会社株主に帰属する当期純利益の水準を考慮した一定の算式（利益額に比例して賞与の額が変動する計算式）に基づき算出した金額を前提とし、総合的に判断して決定しています。

当社は、退職給付会計に係る数理計算上の差異について単年度で一括して償却する方式を採用しているため、期末の株価変動、金利情勢等により当該数理計算上の差異が大きく変動した場合、業績に与える影響が大きいという特徴があります。そのため、退職給付会計に係る数理計算上の差異を除いた連結経常利益を、取締役賞与の水準決定に際して用いています。

d. 役員の報酬等に関する株主総会の決議年月日及び決議の内容

2020年12月期の業績連動報酬である取締役賞与については、2021年3月30日開催の第81期定時株主総会において、社外取締役を除く取締役6名に対して総額1億600万円の賞与を支給することを決議しています。

取締役及び監査役の報酬限度額に関する株主総会の決議は以下のとおりです。

- 取締役の例月報酬の限度額は、2016年6月24日開催の第76期定時株主総会において月額400万円以内（うち社外取締役は月額500万円以内）と決議されています。
- 社外取締役を除く取締役に対して譲渡制限付株式を割り当てるために支給する報酬の限度額は、2018年6月22日開催の第78期定時株主総会において、年額1億円以内と決議されています。
- 監査役の例月報酬の限度額は、2014年6月20日開催の第74期定時株主総会において、月額800万円以内と決議されています。

2005年6月29日開催の第65期定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止しています。
2018年6月22日開催の第78期定時株主総会終結の時をもって株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬額の定めを廃止し、既に発行済みのもを除き、2019年3月期以降株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の割り当ては行っていません。

リスクマネジメント

リスク管理体制

住友林業では、グループ全体のリスクマネジメント体制を強化するため、「リスク管理基本規程」を制定し、住友林業の執行役員社長を住友林業グループのリスク管理最高責任者、本社管理部門及び各本部の担当執行役員をリスク管理責任者・本部リスク管理責任者、主管者をリスク管理推進者に選任しています。同規程においては、環境・社会・ガバナンス面のリスクを包括的に対象としています。

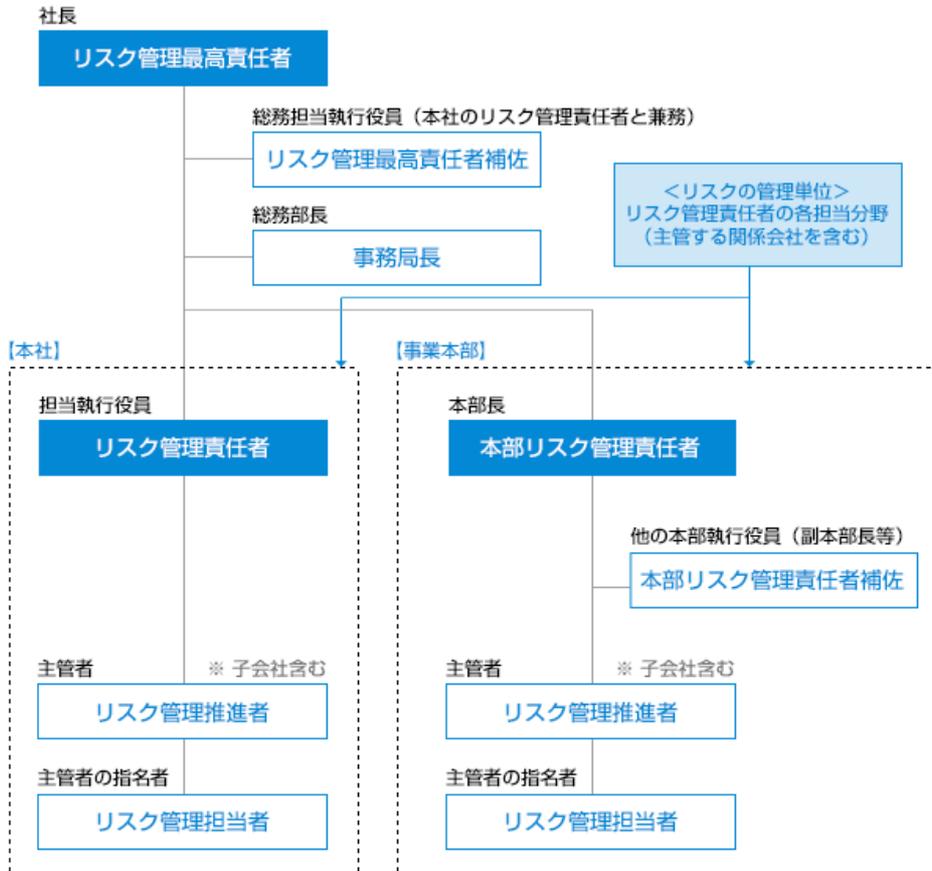
また、この規程に基づきリスク管理委員会を3ヵ月に1回開催し、その構成員である各執行役員が、管理対象リスクの洗い出し、分析及び策定した対応計画について共有・協議しています。また、この委員会の配下には、コンプライアンス小委員会及び事業継続マネジメント（BCM）小委員会を設置し、グループ横断的なリスクと位置づけるコンプライアンスリスク及び事業中断リスクについて、対応の実効性を高めるための活動を展開しています。これらの活動内容は取締役会に報告・答申し、経営層によるマネジメントレビューを実施するなど、業務執行に反映させる仕組みを整備しています。2020年度（2020年4月～12月：決算期変更に伴い9ヵ月）は、リスク管理委員会を3回、コンプライアンス小委員会を1回、BCM小委員会を2回開催し、取締役会への報告を3回実施しました。

「住友林業グループ倫理規範」に記載される環境・社会・ガバナンス面におけるリスクへの対応については、実効性を高めるための具体的な活動を展開しています。例えば気候変動については、国際的動向や各部の事業状況に鑑み、企業及び部門レベルで重大な財務影響を与えると考えられるリスクと機会を評価しています。2019年3月期以降、各事業部が連携してTCFDに基づくシナリオ分析を実施しています。

このように中長期的に重要と判断されたリスクは、「ESG推進委員会」においても協議され、「リスク管理委員会」の活動と同様に取締役会に報告・答申され、業務執行に反映されます。

- ▶ コーポレートガバナンスと内部統制
- ▶ 事業継続マネジメント体制
- ▶ ESG推進委員会
- ▶ TCFDへの対応

住友林業グループのリスク管理体制図



事業等のリスク

事業等リスクとしては、有価証券報告書に記載のとおり、以下を認識しています。

1. 国内外の住宅市場の動向に関するリスク
2. 法的規制等に関するリスク
3. 為替に関するリスク
4. 品質保証に関するリスク
5. 取引先の信用供与に関するリスク
6. 海外での事業活動に関するリスク
7. 保有・管理する山林や植林事業地に関するリスク
8. 情報漏洩に関するリスク
9. 退職給付会計に関するリスク
10. 気候変動に関するリスク
11. 自然災害等による緊急事態の発生に関するリスク

品質保証に関するリスク

リフォーム事業を行っている当社の子会社である住友林業ホームテック株式会社（以下、「ホームテック」という）において2019年9月18日に公表した戸建住宅の増築工事における建築基準法令への不適合（以下、「本件事案」という）について、ホームテックは、過去に愛知県、三重県及び岐阜県（以下、「東海3県」という）において戸建住宅の増築工事を請け負った物件の現地調査等を実施するとともに、2019年9月27日には社外の専門家を含む委員により構成される特別調査委員会を設置し、事実関係の調査、原因分析及び再発防止策の提言を依頼いたしました。

その結果、ホームテックは、特別調査委員会から2020年8月11日に「報告書」（以下、「本報告書」という）を受領し、その内容を踏まえ、同月12日開催のホームテックの取締役会において、本件事案の原因の確認と再発防止策を以下のとおり決議いたしました。

1. ホームテックによる調査結果の概要

ホームテックは、外部からの指摘によりホームテックが東海3県において増築工事を請け負った物件に建築基準法令に適合しないもの（以下、「法令不適合」という）があるとの疑いが生じたことから、リフォーム専門会社として事業を開始した1997年4月以降、東海3県において戸建住宅の増築工事を請け負った物件のうち、建築確認を受けたすべての物件（361件）を対象として、現時点で建築基準法令に適合しているか（以下、「法令適合性」という）を網羅的に調査いたしました。

その調査の結果、2020年7月31日時点で物件調査が完了した333件のうち206件で法令不適合が生じていることを確認いたしました。これらの法令不適合は、いずれも増築後の建築物を建築基準法令に適合させるべき設計業務が適切に実施されず、法令に適合させるために必要な工事が設計に盛り込まれなかったために生じたものです。なお、ホームテックは、法令不適合を確認した206件について、速やかに必要な改修工事を実施するよう努めてまいります。

また、本件事案の当社業績への影響につきましては、2020年6月23日に関東財務局長に提出した当社第80期有価証券報告書にて開示した連結財務諸表に既に織り込まれています。

2. 本件事案の原因

本報告書における本件事案の原因の分析及びホームテックが実施した物件調査の結果を踏まえ、ホームテックといたしましては、主に、次の（1）～（3）の問題が存在する状況に、（4）の問題が複合したことにより、東海3県の戸建住宅の増築工事の一部において法令不適合が発生するという事態が生じたものと考えております。

- （1）設計者の知識や経験不足及び法令適合性の確保に関する意識が低い状況にあったこと
- （2）設計業務の法令適合性の確保に関する組織的なチェックが行われていなかったこと
- （3）各支店における建築士事務所の技術的事項を総括する管理建築士による所属建築士の設計業務に対する監督機能が果たされない態勢にあったこと
- （4）設計図面の法令適合性確認について外部建築士事務所への業務委託が明確でなく、委託業務の成果物確認も十分ではなかったこと

3. 本件事案を踏まえた再発防止策

ホームテックは、本報告書における特別調査委員会の再発防止に関する提言を真摯に受け止め、以下の再発防止策の実行に努めてまいります。

- 設計業務の法令遵守に関する意識の向上と知識の習得及び経験の蓄積
- 設計の法令適合性の確保に関する組織的なチェック機能の強化
- 外部建築士事務所への業務委託の改善
- 本社と支店間のコミュニケーションの強化、技術情報の共有と蓄積

森林の違法伐採に関連するリスク

国際的に森林の違法伐採が重要な課題と認識される中、いくつかの国や地域では関係法令や規制の強化が進められています。日本においても2016年5月20日に「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（通称「クリーンウッド法」）」が公布され、2017年5月20日に施行されました。合法伐採木材の利用推進に対応していくことは、社会の要請に応えるだけでなく、住友林業グループが持続可能な事業発展を継続していく上で大変重要なことです。2020年度の実績について住友林業グループが登録した部署・関係各社は、国が認定する各登録実施機関に対して報告を行いました。調達木材・木材製品の合法性に加え、近年では木材を生み出す森林の持続可能性が注目されるようになりました。天然林の森林でない土地（オイルパーム農園）への転換に伴って生じる木材は「転換材」と呼ばれています。これまでオイルパーム、大豆、ゴム、畜牛などコモディティの側から語られることが多かった森林の土地転換ですが、今や転換材は森林業界に持続可能性のリスクをもたらしています。

▶ クリーンウッド法への円滑な対応

住友林業グループへの影響

住友林業グループが注意義務を怠って違法伐採木材を取り扱った場合は、木質資源を取り扱う当社の事業そのものを脅かす可能性があります。またそれだけではなく、企業イメージを損ね、損害賠償や売上高などの業績に直接的なダメージを与える可能性があります。

リスクへの対応

住友林業グループでは、日本国内の法整備に先駆け、再生可能な資源である「木」を活かした事業活動を通じて持続可能な社会の実現に貢献するため、2005年に「木材調達理念・方針」を定め、2015年には木材以外の建築資材、製品原材料や商品の調達を含めた「住友林業グループ調達方針」に改訂しました。さらに2018年より「木材調達管理規程」「木材調達デューデリジェンス（DD）マニュアル」を策定するなど責任ある木材調達活動を実施してきました。2019年にはより持続可能な森林からの木材調達を推進するため、木材調達委員会を活用したデューデリジェンスの強化や持続可能な森林・木材の普及のためのアクションなどを軸とした、2021年度末を期限とする「アクションプラン」を策定し、運用を継続しています。

▶ 流通事業における取り組み

バイオマス燃料における炭素会計に関する新興リスク

木材チップを燃料とするバイオマス発電は、古くから「カーボンニュートラル」でクリーンなエネルギーとされてきました。木質燃料を燃やすとメタン・一酸化窒素（N₂O）が発生するため、「GHGニュートラル」ではありませんが、現在はCO₂以外の排出量の報告のみが求められています。

一方、SBTイニシアチブは、2021年4月に以下の基準改定を発表しました。

バイオエネルギー会計:

バイオ燃料やバイオマスの燃焼による直接排出、及びバイオエネルギー原料に関する炭素吸収量は、SBT設定や目標に対する進捗報告の際に、企業のインベントリと目標範囲に含めなければならない。バイオ燃料やバイオマスからの生物起源炭素排出量がニュートラルであると考えられる場合は、その前提条件の正当性について説明しなければならない。バイオエネルギー原料の使用によるN₂OとCH₄の排出についても同様に、企業のインベントリと目標範囲に含めなければならない。

イニシアチブからの詳細な情報は未だ得られておらず、バイオマスがクライメイト・ニュートラルとみなされる正当化の根拠となりうるものについてのガイダンスも示されていません。

住友林業グループへの影響

住友林業は、国内で4基の木質バイオマス発電所の運営に関わっており、2021年に更に1基が運転を開始すると総発電量は177MWとなります。

現在バイオマス発電事業から報告しているメタンや一酸化窒素（N₂O）にCO₂排出量を加えることが義務づけられた場合、住友林業グループのSBT排出量削減目標は非常に難易度の高いものとなることが予想されます。

各地域/国における気候関連の規制の変更は予測不可能であり、炭素価格に追加的な税金が発生する場合には、企業にも追加的な支払いが発生する可能性があります。環境にやさしい企業という住友林業グループのコーポレートブランドイメージにも悪影響を与える可能性があります。

リスクへの対応

住友林業は、事業部門ごとの中期的なサステナビリティ目標に基づいて、GHG排出量の削減に引き続き取り組んでいきます。また、住友林業は、WBCSD（持続可能な開発のための世界経済人会議）の森林ソリューショングループや、加盟しているCDPジャパンクラブを通じて、ロビー活動にもより取り組んでいきます。

IPCC「1.5°C特別報告書」に関するリスク

2018年10月に発行されたIPCC「1.5°C特別報告書」に基づき、SBTイニシアチブにより2019年4月、最新の基準が公表されました。新たなスコープ1、2の目標は、2°Cから、2°Cを大幅に下回るまたは1.5°Cへ変更されます。企業は、これらが最新の気候科学と一致していることを確認するために、5年ごとに目標をレビューする必要があります。遅くとも2025年末までに、現行の基準に基づき、更新された目標は2°Cをはるかに下回ることを目指す必要があります。

住友林業グループへの影響

2018年7月にSBT目標として承認された住友林業の目標は2°C目標として公表されており、5年ごとの目標見直しは遅くとも2022年7月を予定しています。

現在承認されている2030年度までに2017年度比21%削減という目標は、海外の製造施設に多額の投資を行い、再生可能エネルギーを購入する必要があります。すでに難易度の高い目標です。海外の製造施設に多額の投資を行い、再生可能エネルギーを購入する必要があります。更新された基準に合わせるためには、当社の各事業部門、特に製造業とバイオマスエネルギー発電事業は、更なるコストと投資への対応に直面しています。

リスクへの対応

エネルギー消費量削減のための現在の取り組みに加え、再生可能エネルギー源から電力を確保する取り組みを開始しました。その一つとして、過去に住友林業が販売した戸建住宅の太陽光発電パネルからの電力購入があります。日本のFIT法（再生可能エネルギーの固定価格買取制度）のもと、住宅用太陽光発電システムの所有者は、早ければ2019年11月に有効期限を迎える10年契約を締結しています。現在の規制では、住友林業が各住宅用太陽光発電システムの所有者と直接契約することは許可されていませんが、同社は将来の計画と、社内で生成および消費される電力の一部からの「環境価値」の潜在的な利用について検討しています。

新規事業計画時のリスクチェック

住友林業では、新規事業やプロジェクトの計画にあたり、取締役会及び社長の諮問機関である経営会議で審議する全ての案件については、次の項目について、サプライチェーン全体を視野にリスクチェックを行っています。その結果、リスクが認識される場合は、そのリスクの内容と対策を報告し、実行の判断の参考としています。また、これらの会議では審議されない、各事業本部や各関係会社の権限で実行できる新規事業やプロジェクトについても、同様のリスクチェックを励行するようにしています。

■ 環境面

1. 温室効果ガス
2. 生物多様性保全（保護地域の確認を含む）
3. 廃棄物
4. 水資源
5. 土壌汚染
6. 騒音
7. その他

■ 社会面

1. 取引先との関係
2. 強要や贈収賄を含むあらゆる形態の腐敗防止
3. 労働者などステークホルダーへの人権配慮
4. 労働者の多様性確保
5. 強制労働・児童労働の禁止
6. 適切な労働時間と賃金
7. 労働安全衛生
8. 地域社会への影響（住民や自治会、業界団体、NPO、市民団体、先住民等への配慮を含む）

■ 法令遵守

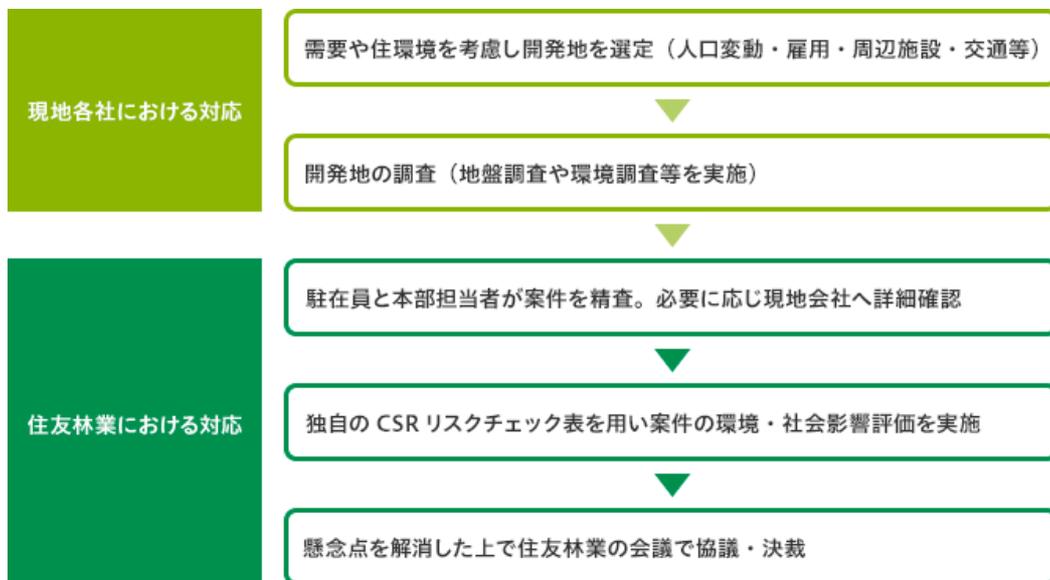
■ 全般

ビジネスモデル・商品・サービス、及びそれらに関わる事業者に対する外部団体等からの指摘の認識

住宅・不動産開発におけるリスクの把握と評価

住宅・不動産の開発にあたっては、その土地固有の地質的及び地理的なリスクを適切に把握することが重要です。住友林業グループでは、開発の検討段階から綿密な調査を実施するとともに、多段階のチェックにより問題がないことを確認したうえで事業実施の判断を行う体制を整備しています。

例えば海外における開発においては、開発地の選定後、外部の調査会社に地盤調査や環境調査を委託することで、客観的な視点でリスクを把握しています。また、現地関係会社の視点だけではなく、一定規模以上の案件に関しては住友林業本社による案件の精査、CSRに関する独自のリスクチェック表を用いた環境・社会影響評価、住友林業本社の会議における経営層からのフィードバック等を経ることにより、多段階かつ多角的な視点でリスク分析を行い、問題がないと判断された案件のみを実行に移しています。



また、建設の段階においては、建設現場の労働災害のリスクが存在します。住友林業では、現地関係会社における労働安全衛生に関する規則の遵守や労災防止の取り組みに加え、事故発生時は住友林業本部にその内容が直ちに報告され、事態の迅速な把握と対策の立案・指示が行える体制を築いています。

リスク教育

住友林業グループ役職員のリスク感度を高め、文化として定着させるため、入社時にはリスク管理とコンプライアンスに関する研修を実施している他、グループの全役職員を対象に、毎年e-ラーニングを実施しています。

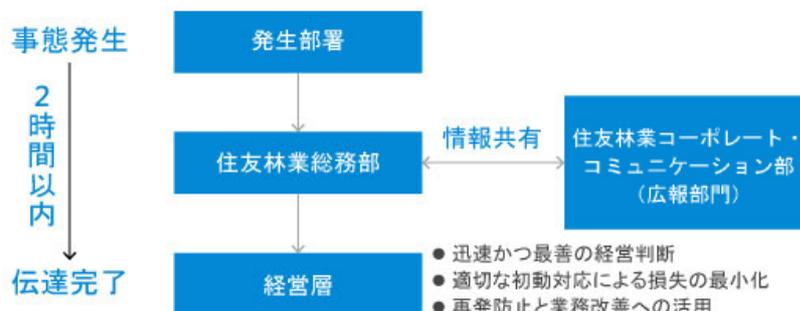
また、「コンプライアンス小委員会」では、当社及びグループ各社のリスク管理担当者向けに、発生してしまったリスク顕在化事例のうち、事業部門の枠にとどまらず共通して「注意すべき事例」を紹介・共有しています。

リスクの迅速な把握と対応

住友林業グループでは、会社の経営に重大な影響を及ぼすおそれのある緊急事態が発生した際、通常の報告ラインに加え、本社リスク管理部門を通じて経営層に情報を迅速かつ的確に伝達する「2時間ルール」を運用しています。これにより、迅速かつ最善の経営判断、初動対応を講じ、損失の回避や抑制を図っているほか、報告事例を集約・蓄積し、再発防止や業務改善に役立てています。

また、広報部門と情報を共有し、重大な事態をステークホルダーに適時適切に開示する体制を整備しています。

2時間ルールとリスク情報の活用



コンプライアンス

基本的な考え方

住友林業グループでは、経営理念と行動指針を踏まえた上で、方針や規程の具体的な礎として「住友林業グループ倫理規範」を策定しました。これにより、住友林業グループは、グループ会社だけでなく当社サプライヤーに対してもコンプライアンス、贈収賄などの腐敗防止、公正な取引、情報の機密性、健全な政治との関係性、人権の尊重などを求めています。

コンプライアンスの推進

住友林業では、グループ横断的なコンプライアンスリスクに対応するため、「リスク管理委員会」の下部組織として、総務部長が委員長を務め、グループ会社の主管部門も含むリスク管理担当で構成される「コンプライアンス小委員会」を設置しています。委員会では、建設業法をはじめ当社グループにとって法令遵守のための管理体制やツールなどのグループ標準を定め、コンプライアンスリスクに効率的に対応しています。

2020年度（2020年4月～12月：決算期変更に伴い9ヵ月）は同委員会を1回開催し、事業継続上重要な法令の要求事項について点検を行うなど、コンプライアンス体制の継続的改善に取り組みました。

また、外部の専門家を講師に招いた「コンプライアンス・セミナー」を通じて、最先端の知識を習得することにより、グループ全体のコンプライアンス担当者のボトムアップ、目線合わせを図り、併せて危機意識を共有する機会としています。

これらの活動は、四半期に一度、取締役会に報告・答申し、業務執行に反映させるしくみを整備しています。また、監査役や内部監査部門も毎月、活動報告をしている他、特に重要なグループ共通の取り組みやリスク情報については、グループ監査役会を通じて各社監査役と共有しており、業務執行ラインの内外からのアプローチによるコンプライアンス推進体制を整備しています。

さらに、サプライヤーと協力して、「住友林業グループ調達方針」に基づき木材の合法性確認や人権、労働慣行及び生物多様性保全や地域社会への配慮を含む持続可能な木材調達活動を行うことを通じてサプライチェーンにおけるコンプライアンスリスクに対応しています。木材建材事業本部、住宅・建築事業本部、各関連の木材及び木材製品調達部門の調達責任者を委員とする「木材調達委員会」（委員長：サステナビリティ推進担当取締役常務執行役員）は、2020年度は4回開催しています。サプライヤーのコンプライアンス意識の状況把握を含む「サステナビリティ調達調査」の回答結果や現地ヒアリング結果も同委員会で報告され、課題のあるサプライヤーに対しては是正要請等を実施しています。

コンプライアンス教育

住友林業グループでは、社員一人ひとりのコンプライアンス意識を高めるために、入社時に「守るべき」こととして、コンプライアンス全般や交通安全、情報セキュリティへの理解を図る研修を行っています。2020年度は新卒採用者205名、中途採用者（住友林業）54名に研修を実施しました。さらに、「新任主管者研修」など階層別の集合研修でもコンプライアンス教育を実施しています。

また、e-ラーニングの「コンプライアンスとリスク管理」と「情報セキュリティ」の2講座を、社内WEBサイトを利用できるグループ全社員が受講する必修科目の一つに定め、毎年受講（受講効果を測るテスト合格が修了の条件）することを義務付けている他、国内外のグループ各社でも、入社時などに独自に研修の機会を設けています。

コンプライアンス・カウンター

住友林業グループでは、日常の業務に潜んでいる不正の芽を早期に摘みとるための自浄機能を備えた職場環境づくりに取り組んでおり、「住友林業グループ倫理規範」で定められている贈収賄等汚職を含むコンプライアンス違反を報告する機能として2002年からコンプライアンス・カウンター（相談窓口）を設置しています。

窓口は、社内（総務部長）・社外（弁護士）の2つを設け、電話や専用のメールアドレスにて相談・通報を受け付けています。相談・通報者の権利保護を関連規程や利用マニュアルに明記し社内WEBサイトに公開するとともに、通報窓口連絡先（社内・社外）を記載したカードを、グループ会社を含む全社員や、協力工事店の社員など継続的に労務を提供する立場にある方々へ配布するなど、窓口を利用しやすい環境づくりに努めています。

2020年度（2020年4月～12月：決算期変更に伴い9ヵ月）は、職場環境や労働時間管理など8件の相談が寄せられました。事実が確認された場合は、必要な是正措置を講じるとともに、管理職向けのマネジメント研修でこれらの事例を取り上げるなど、再発防止につながる取り組みを推進しています。また、通報があった場合は、通報対象者及びその主管者に対して、通報者の保護を徹底するよう指導しています。

当社グループがグローバルに事業展開している現状に鑑み、海外におけるコンプライアンス強化のため、総務部主導にて2019年10月から一部の海外グループ会社に対して共通の内部通報窓口を設置しました。なお、受付窓口には多言語対応が可能な外部業者を利用しており、英語・中国語・インドネシア語・ベトナム語・タイ語での通報が可能となっています。

コンプライアンス・カウンターの仕組み



▶ 相談窓口

コンプライアンスに関する監査

住友林業グループでは、内部監査において各事業所のコンプライアンスに係る事項を監査し、問題がある場合は是正または改善を指導し、フォローアップを行っています。

▶ 内部監査

贈収賄の防止

住友林業グループでは、国内外を問わず法令違反となる贈収賄行為を未然に防止することを目的に、贈収賄防止規程の制定を進めています。同規程においては、公務員等に対して金品その他の利益の供与の申し出、約束、実施、またはそれらの承認をしない旨を定めています。基本原則としてファシリテーション・ペイメント[※]への留意や政治献金などの寄付についての条件や事前決裁についても定めています。

また、グループ社員に対して、贈収賄を含む汚職防止についての周知を推進しています。2014年度は、国内の連結子会社においても個別に規程を制定することをCSR目標の一つとして設定しており、すでに目標を達成しています。海外の連結子会社に対しては、リスクベース・アプローチの観点から規程の整備を推進させることとし、中国の子会社で規程の整備・運用を開始しました。2015年度以降、インドネシア、ベトナム、インド及びタイの連結子会社などにおいて順次規程を制定してきましたが、2019年度については、これらの連結子会社を含むアジアの関係会社10社において、本社による贈収賄コンプライアンス研修及び取り組み状況に関するヒアリングを実施し、グループ社員への教育とグループ内における贈収賄リスクの把握に努めました。2020年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により、海外グループ会社への訪問が困難となる等の状況も生じましたが、引き続き中国における贈収賄リスクの把握とリモートによるグループ社員への教育に取り組みました。

さらに、委託業者や代理店等の新規起用、契約更新に際しては、当該委託先等が贈収賄行為をするおそれのないことを適切に確認するとともに、他社との合併にあたっては、汚職状況を含むデュー・ディリジェンスを適切に実施しています。

なお、2020年度は、贈収賄に関する違反は0件でした。

※ 通常の行政サービスの円滑化のための少額の支払い

公正な競争及び適正な下請取引の推進

住友林業は、公正な競争を推進するため、「独占禁止法ガイドブック」を発行し、社内WEBサイト掲載やe-ラーニングなどを通じて、独占禁止法の趣旨・概要、競合他社との接触によるカルテルリスク、心構えなどを周知しています。なお、2020年度において独占禁止法に係る違反や問題発生はありませんでした。

また、住友林業グループの事業は、多くの取引先によって支えられていることを踏まえ、毎年、下請取引の適正化推進のため、下請法や建設業法における遵守状況の一斉点検を行っています。

政治献金に関する考え方

住友林業グループでは、健全な政治との関係を維持するため、住友林業グループ倫理規範において、「法令に基づき、健全で透明性のある政治との関係を維持します」と定めています。また、国内外グループ会社の社員一人ひとりに配布している「住友林業グループ倫理規範ガイドブック」において、政治献金については、「原則、担当部門のみが関係法令や社内規則に則って行う」こと、「やむを得ず行う場合は、十分な事前協議を担当部門と行う」ことを明記しています。

インサイダー取引の防止

住友林業グループでは、インサイダー取引を未然に防止するために、金融商品取引法その他関連法規を遵守しています。また、インサイダー取引防止規程により、役職員によるインサイダー取引の未然防止手続き、情報の管理・開示方法の明確化等を図り、証券市場における当社の社会的信用の維持・向上を図っています。さらに、日常的にインサイダー情報に触れる可能性のある役職員が当社株式の売買等を行う場合、当社総務部長への事前確認を必須とする制度を設け、適切に運用しています。加えて、原則として年2回、インサイダー取引防止に関する注意喚起を役職員向けに通知している他、「インサイダー取引防止マニュアル」を発行し、社内WEBサイトを通じて周知徹底を図っています。

なお、2020年度のインサイダー取引に関わる違反や問題発生はありませんでした。

反社会的勢力の排除

住友林業グループは、反社会的勢力に対しては、妥協を許さず、毅然とした態度で対応することをグループの基本方針として倫理規範に定めています。総務部を対応統括部署として、警察、弁護士などの外部専門機関と連携して組織的に対応することとし、反社会的勢力に関する情報を収集し、必要に応じて注意喚起の指導を行っています。また、各都道府県の暴力団排除条例施行に伴い、住友林業グループ各社が第三者と締結する契約書に、反社会的勢力排除に関する条項を盛り込むことを定型化するなど、適切な対応を行っています。

また、すでに契約書を締結している取引先も含め、全ての取引先との間で、当該取引先だけでなく、その親会社・子会社・下請先などについても反社会的勢力でないことの表明保証の取りつけを行っています。

交通事故・違反の防止

住友林業グループでは、国内で業務に使用する車両が約5,000台に及ぶことから、交通事故・違反のリスクに対応するため、安全運転管理体制のグループ標準化を推進しています。

具体的には、関連規程の整備、事故報告書式の統一、運転記録証明書[※]の取得などに加え、運転者及び車両に関する基本情報（免許・違反歴・車検・保険など）を一元管理する「安全運転管理システム」を主要なグループ会社にも展開し、法定業務の履行や運転者の指導を適時適切に行うための体制を整備しています。

また、住友林業では、毎月の交通事故発生状況の分析結果を、本社及び各事業本部の安全運転管理担当者に共有し、事故発生防止対策の立案、啓発活動につなげています。

さらに、運転技術や経験の不足などにより事故リスクの高い新入社員に対しては、自身の性格と運転行動について理解する運転適性診断や、日常点検・基本走行・スラローム走行といった実車学習など、安全運転への意識をより高める研修を実施しています。

※ 自動車安全運転センターが発行する違反や行政処分などの運転経歴に関する証明書

税務戦略

基本的な考え方

当社グループの全ての役員及び社員は、法令、社会的規範及び社内規則を遵守し、高い倫理観を持って行動します。事業を進めていく際の基本的な考え方として定めた「住友林業グループ 倫理規範」において、正確な記録に基づく公正な会計処理及び税務処理を行うことを明記し、国内外グループ会社の社員一人ひとりに配布しています。税務実務においても指針を整備し、社員に対する啓発などを通じ、税務コンプライアンスの維持・向上に努めています。

また、中期経営計画サステナビリティ編の目標においても、「リスク管理・コンプライアンス体制の強化」を掲げ、税務を含む事業戦略とサステナビリティ戦略の連動を図っています。

税務ガバナンス体制

税務はグループ財務機能の一部であり、財務責任者である担当役員が責任を担っています。本社の経営企画部が税務に関する業務を管理し、専門の知識を有する税務担当社員を配置しています。本社の経営企画部は、国内外の税金の支払い状況や税務調査の状況を適時に把握し、適切な対応を図るとともに、それらの情報及びグループの税務課題等について速やかに担当役員に報告を行っています。

また、グループ全体を統括するリスク管理委員会において、税務を含むコンプライアンス・企業倫理に関連するリスクを「重点管理リスク」として、管理・モニタリングを実施しています。

- ▶ リスク管理体制
- ▶ コンプライアンス・カウンター

税務リスクへの取り組み

税務リスクが高いと想定される取引については、十分な事前検討を行う体制を整備し、必要に応じて税務専門家に対して助言・指導などを依頼し、税務リスクの低減に努めています。なお、税負担の軽減措置は適切かつ効果的に利用し、税負担の適正化に努めていますが、法令等の趣旨を逸脱する解釈・適用による節税は行っていません。また、タックスヘイブンを利用した租税回避目的での使用は行っていません。

税務当局との関係

当社グループは税務当局との良好なコミュニケーションを維持するよう努め、誠意を持って真摯かつ事実に基づく説明・対応を行っています。問題点の指摘などを受けた場合には、税務当局の措置・見解に対する異議申し立て・訴訟等を行う場合を除き、直ちに問題点の原因を解明し、適切な是正及び改善措置を講じ、再発を防止しています。

事業継続マネジメント

事業継続マネジメント体制

住友林業では、自然災害や新型インフルエンザなど企業の努力では発生の防止が極めて困難で、かつ本社機能へ重大な影響を及ぼしかねない事業中断リスクに対応するため、「リスク管理委員会」の下部組織として、総務部長が委員長を務め、グループ会社を含むリスク管理担当で構成される「BCM小委員会」を設置し、事業継続マネジメント体制（BCM体制）の強化及び事業継続計画（BCP）に基づいた活動を推進しています。各社は、相互の事業にとって重要なサプライチェーンであるため、グループ全体のレジリエンス（復元力）を高め、事業継続性を向上させることを念頭に課題に取り組んでいます。

2020年度は、「BCM小委員会」を2回開催し、BCMの基本的な考え方を整理する機会を設け、各部各社の自律的かつ積極的な対応推進を促すとともに、新型コロナウイルス禍を経て、当社が取り組んだ自衛消防隊組織の見直しなどの情報提供を行いました。

社員の安全確保・社内業務の継続

リスク対応携行カード、安否確認・情報連絡体制

住友林業グループでは、常時携行が可能な「リスク対応携行カード」を国内のグループ全社員に配布し、巨大地震などが発生した際の行動基準ならびに組織責任者の報告ルールの周知を行っています。また、通信回線の混雑・発信規制が拡大する前に、多くの安否確認情報を得られるよう、組織内の緊急連絡網に加え、気象情報と連携して起動する安否確認システムを国内のグループ各社に導入し、複数ルートによる安否確認体制を整備しています。さらに、毎年、国内のグループ各社で安否確認訓練を実施しており、2020年度の訓練には、総勢14,860名が参加しました。



リスク対応携行カード

また、災害発生直後及び復旧までの間、事業継続で不可欠となる情報連絡ツールとして、2016年10月から危機管理ポータルサイトを運用しています。同サイトからは、音声通信・交通インフラが使用不能な状況においても、当社グループ全社員がインターネット利用環境下であれば、会社からの通知や防災情報を確認することができます。事業本部、各拠点、関係会社の責任を担うメンバーなどがポータルサイト上のSNS機能を通じ情報共有も行うことができ、安否確認と合わせて情報連絡訓練も定期的に行っています。

防災・減災対策

住友林業グループは、巨大地震の発生による帰宅困難者の事務所滞在及び長距離の徒歩帰宅に備え、職場ごとに最低限配備すべき共通の標準防災備蓄品を定め、グループの全拠点に配備しています。特に、大量の帰宅困難者が発生すると想定されている大都市圏（首都圏・大阪市・名古屋市）の拠点では、3日間の職場滞在を想定した備蓄を行っています。

また、新たなオフィスなどの選定時には、コストや利便性だけでなく、防災・減災の観点から、本社防災責任者が関与するとともに、事務機器の転倒防止やキャスターつき複合機の移動防止対策など、オフィス内の防災・減災対策に取り組んでいます。

さらに、データ保全の観点から、データセンターとは物理的に離れた場所でデータのバックアップを取得するなどの対策を講じています。

BCP模擬訓練

大規模地震発生直後の混乱を乗り切り、事業継続活動に早期に移行するためには、組織責任者の初動対応と状況に応じた臨機の判断が極めて重要となります。そのため、住友林業グループでは、2011年度より国内のグループ各社の組織責任者を対象に、「大規模地震対応模擬訓練」を継続的に実施しています。この訓練では、過酷な想定シナリオを題材に、即時の判断を繰り返すことによって、震災発生時の危機を疑似体験し、課題に対する気づきを得ることを目指しています。また、同訓練時には、近接エリアのグループ各社の責任者が一堂に会するため、リスク認識を共有し、緊急時の連携強化も図っています。さらに、社員が本社への出社が困難な状況で、あらかじめ指定した代替拠点や社員寮、自宅などの遠隔でも、高度なセキュリティを確保しつつ、社員の給与や取引先への支払いをはじめとする重要業務を遂行できる体制を整備し、毎年、バックアップオフィス稼働確認訓練を実施しています（2020年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため集合形式での研修実施を見送りました）。

サプライチェーンにおける事業継続強化の取り組み

住宅・建築事業においては、大災害によるサプライチェーンの寸断に備え、部材メーカーや工務店などの取引業者と施工物件の仕様や工程、現場の進捗状況などの情報を共有し、先行的な原材料の調達や製造を可能にすることで、事業中断リスクの低減に取り組んでいます。しかしながら、2020年に世界中に拡大した新型コロナウイルス感染症により、部材調達や施工物件の遅延の事態などに至りました。

こうした事態に鑑み、サプライヤーにおいて地震等の天災や火災等の事故が発生した場合に、サプライヤーから当社へ災害状況を報告する方法と履歴管理についてのシステム化を検討しています。また、そうした不測の事態に備える意味でも同一部材の原則2社以上購買体制（同一部材の生産拠点の2ヵ所以上を含む）の構築にも取り組んでいます。

なお、新型コロナウイルス感染症による調達部材の遅延の対策については、短期的な備えとして遅延の発生した資材の各サプライヤーでの在庫の積み増し、中長期的には、単一国から他国にも生産拠点を設置する等、生産拠点の分散化によるリスク低減を図るべく、サプライヤーと協議していく予定です。

建材資材などの調達先については、取引継続の判断のために毎年実施しているサプライヤー評価に、被災時の代替供給ルート確保体制など、事業継続性の項目を加えて審査しています。これらにより、今後も事業中断リスクのさらなる低減に取り組んでいきます。

お客様へのサービスの維持

東京・沖縄にコールセンターを設置し、24時間アフターサービスを受け付けしています。

また、災害で一方のセンターが被災した場合、もう一方のセンターが機能をバックアップするしくみを構築しています。災害対策システムにより各拠点の情報を一元管理することで、全国のオーナーの被災状況を共有し、災害や補修などの依頼に迅速に対応できるように取り組んでいます。

情報セキュリティ

情報セキュリティ方針

住友林業グループは、情報システムの機密性・完全性・可用性を確保するため、運用ルール面と技術面を相互補完させながら、セキュリティレベルの向上を図っています。特にお客様情報の保護については、最重要課題の一つであるとの認識のもと、ルールの周知に向けた社員教育を継続するとともに、周知度の検証を行っています。

運用ルール面では、国内のグループ会社を対象とする「住友林業グループ情報資産保護ガイドライン」を定めると同時に、このガイドラインに基づくチェックリストを作成。グループ各社の情報システム担当部門の責任者が情報セキュリティレベルの確認を毎年行っています。また、海外のグループ会社を対象とするガイドラインも、2012年度に策定しました。

2021年度は、最新の脅威に対応できるようにすべく、新しいセキュリティガイドラインを策定し、国内外のグループ会社の関連規程の抜本的な改定を計画しています。

情報セキュリティに関する教育については、派遣社員・アルバイトを含む社内WEBサイトが利用できるグループ全社員（派遣社員・アルバイトを含む）にe-ラーニングの受講を毎年義務付けています。

技術面では、社外へ持ち出すパソコンに対する起動時の「暗号化」や、パソコンからのデータの書き出しを制限する仕組みを導入しています。

また、コロナ禍におけるテレワーク推進に伴うセキュリティリスク増大に対応し、DaaS^{※1}環境の拡充及び強固なセキュリティ対策を施したVPN^{※2}環境を構築、グループ会社全体へ展開しました。

なお、2020年度において情報漏えいやサイバーアタックなどの問題は発生しておりません。

※1 Desktop-as-a-Serviceの略。企業が提供する仮想デスクトップをリモート接続して利用すること

※2 Virtual Private Networkの略。インターネットなどに接続している利用者間に仮想的なトンネルを構築し、プライベートなネットワークを拡張する技術

お客様のプライバシー保護（個人情報保護）

住友林業は、個人情報保護のために、個人情報保護方針や個人情報保護規程などの社内規程を整備している他、総務担当執行役員を「個人情報保護最高責任者」、各組織の長を「個人情報保護店部責任者」に任命し、各店部に「個人情報管理統轄者」を置くなど、本社から各事業所に至る保護体制を敷いています。

また、個人情報の取り扱いに関する相談窓口として、お客様相談室内に、「個人情報相談窓口」を設置。さらに、各組織の長・総務責任者などに対する集合研修、社員全員に対するe-ラーニング研修などの社員教育、ならびに業務委託先に対する意識啓発を行い、個人情報漏えい事故の防止に努めています。e-ラーニング研修については、国内グループ各社社員も必須で受講しています。

▶ 個人情報保護方針

情報セキュリティ管理体制

住友林業グループは、ITソリューションに関する統括責任者である担当役員の下、専門の知識・経験を有する執行役員 ITソリューション部長が、規程類の策定・管理、技術的対策の立案・実施、社員に対する教育・訓練、事故発生時の調査・対策などの情報セキュリティ施策を推進しています。情報セキュリティ施策の実行状況につき、定期的に開催する取締役及び各事業本部長が参加する「IT戦略委員会」に対して報告を行い、施策指示を受けています。

各部門の責任者は「情報セキュリティ推進責任者」として自部門の業務遂行を指導・管理しており、各部門に実務責任者である「情報セキュリティ推進担当者」を配置しています。

また、国内グループ会社の情報システム担当部門の責任者が参加する「関係会社IT担当者会議」を定期的に開催し、ガイドラインの周知・遵守徹底やセキュリティシステムの導入を推進しています。

さらに、全執行役員が常任委員であるリスク管理委員会において、重点管理対象項目として「外部からの攻撃等による機密情報流出リスク」を定め、予防や影響軽減に関する評価項目について、四半期ごとに、定期開催する委員会で共有・協議しています。これらの活動内容は、取締役会に報告・答申し、業務執行に反映させる仕組みを整備しています。

加えて、同委員会配下に設置された「BCM小委員会」において、グループの横断的なIT関連の事業中断リスクへの対応について、実効性を高めるための活動を展開しています。

情報セキュリティ強化の取り組み

昨今、多発する個人情報漏えい事故や、標的型メール攻撃など、情報セキュリティに対する脅威が増していることから、2021年度も引き続きセキュリティ強化に対する投資を行います。インターネットからアクセス可能なシステム基盤については年1回以上疑似攻撃手法によるセキュリティ診断を実施しています。併せて、国内全従業員に対し、標的型メール攻撃訓練を実施しています。

また、住友林業情報システム株式会社に設置した情報セキュリティ室を中心に、サイバー攻撃に関する案件を中心とした社員からの相談対応の強化、従業者に対するセキュリティ意識教育（外部講師、オンサイト教育）の強化を行っています。

知的財産管理

知的財産管理方針

特許権や商標権等の知的財産権の適切な保全及び活用が事業競争力に大きな影響を与え、また、知的財産権侵害等の不法行為が企業経営の重大なリスクの一つとなっています。住友林業グループは、事業競争力の維持・向上のために、事業の特性に応じて知的財産を保全し、あるいは必要に応じて他者の知的財産に適切に対処するなど、知的財産権の適正な管理に努めています。

知的財産管理体制

住友林業は、知的財産の管理部署として「知的財産室」を設置しており、弁理士資格を持つ社員も在籍しています。知的財産室では、会社の業績向上に資する目的から、社員を対象とした知的財産に関する知識・行動の教育、知的財産権の侵害・被侵害に関する法律相談、知的財産に関する各種契約締結の支援、筑波研究所・事業部門において創出された知的財産の出願・権利保全などを行っています。

知的財産教育

コンプライアンス及び知的財産リスクのマネジメントの観点から、知的財産の取り扱いに関する正しい知識や基本行動を体系的に身につけてもらうことを目的に、対象部門や内容を整理した体系的なプログラムに基づいて知的財産教育を実施しています。2020年度は、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、集合形式の研修については対象部門を絞りこみ感染防止策を講じた上で、他者の知的財産権の侵害防止というコンプライアンス面を重視した知的財産研修を3回実施しました。

また、住友林業グループ社員全員が利用可能なe-ラーニングサイトにおいて、コンプライアンス面に重点を置いた知的財産に関する講座を掲載し、社員が常に受講可能な環境を整えています。本講座は、必須受講講座として、住友林業グループ社員全員が毎年受講することになっています。

責任ある広告・宣伝

基本的な考え方

住友林業グループでは、「住友林業グループ倫理規範」に則り、著作権法、商標法、宅地建物取引業法、景品表示法などの関連法規遵守はもちろんのこと、様々なステークホルダーの視点を考慮し誤解や不快感を起こさない、正確で節度ある広告・宣伝を行っています。

法律・基準・規範の遵守の体制

住友林業は、法律・基準・規範遵守を徹底するため、コーポレート・コミュニケーション部、総務部法務グループ、知的財産室が連携して、必要に応じて広告の内容を確認・検証できる体制を整えています。

住友林業では、2020年度広告宣伝における各種法令への違反はありませんでした。また、関係部署と国内グループ会社の広告担当者を委員とする「ブランドコミュニケーション委員会」を毎月開催し、違反防止を含めた勉強会を行い、知識向上に努めています。これらの取り組みを通じて事前確認を徹底し、不確実な情報発信により誤解を招くことのないよう努めています。

社内リテラシー向上の取り組み

2020年度においては、「ブランドコミュニケーション委員会」のなかで、著作権法、景品表示法、不正競争防止法に関する勉強会を開催、広告物を制作する部門の責任者及び実務担当者に対して広告・表示に関連する法律の内容把握、発生しやすい違反などについて注意喚起を行いました。

また、別途、四半期に一度WEB意見交換会を開催。WEBサイト管理のためのガイドラインを作成し、関係部署と国内グループ各社のWEBサイト担当に対して、個人情報の取り扱いなど、情報セキュリティ面についての説明・指導も行いました。



ブランドコミュニケーション委員会

株主還元とIR活動

近年、機関投資家による企業評価のあり方が見直されています。その中で重視されているのが、エンゲージメント（目的を持った対話）です。企業価値向上に向けた戦略や取り組みについて、企業と株主・投資家との対話機会が増えています。日本国内でも、日本版スチュワードシップ・コードの制定以降、より幅広くエンゲージメントを推進する動きが広がっています。

住友林業グループも、企業価値への適切な評価や市場からの信頼獲得という観点から、エンゲージメントを重要視しています。非財務面も含めた幅広い情報を迅速かつ透明性を持って開示することで、経営方針や事業計画への理解を得ながら、重要なステークホルダーである投資家の意見や要望を経営陣に適時フィードバックし、持続的成長への施策につなげていきます。

株主への利益還元

利益還元・内部留保に関する基本方針

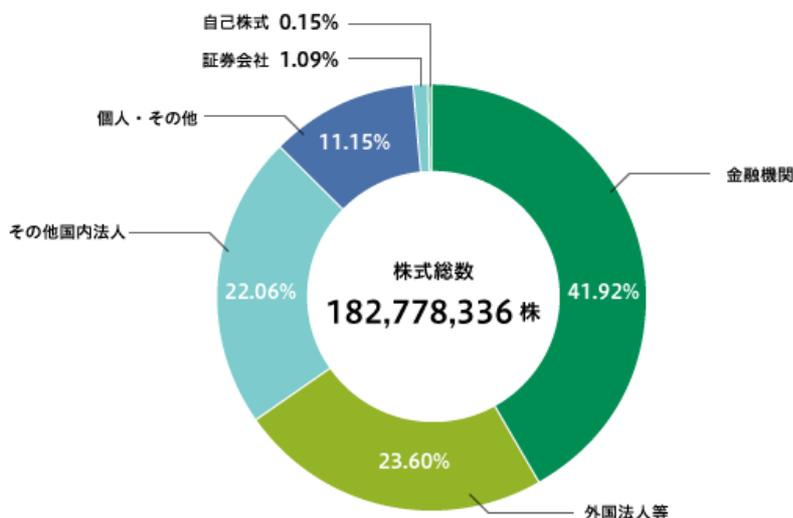
住友林業は、株主への利益還元を最重要課題の一つと認識し、これを継続的かつ安定的に実施することを基本方針としています。

今後においても、内部留保金を長期的な企業価値の向上に寄与する効果的な投資や研究開発活動に有効に活用することで、自己資本利益率（ROE）の向上と自己資本の充実を図るとともに、経営基盤、財務状況及びキャッシュ・フローなどのバランスを総合的に勘案しつつ、利益の状況に応じた適正な水準での利益還元を行ってまいります。

2020年12月期の配当状況

2020年12月期（2020年4月～12月：決算期変更に伴い9ヵ月）は、期末配当金を1株あたり25円とし、中間配当金1株あたり10円と合わせて、通期1株あたり35円の配当としました。

株主分布（所有者別）（2020年12月末時点）



※ 所有者別分布状況は、表示単価未満を切り捨てて表示

情報開示・コミュニケーション

情報開示・コミュニケーションに関する基本方針

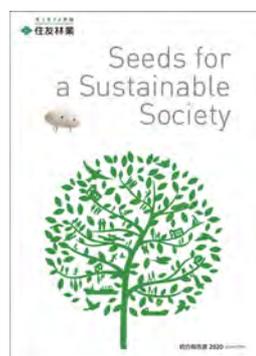
住友林業は、経営の透明性を高めるために積極的な情報開示を行っています。

株主総会では、わかりやすい報告・説明に努め、WEBサイトでは決算短信・ファクトブック・決算概要説明資料といった決算関連情報や住宅事業に関する月次受注情報など、豊富なIR情報を和文版・英文版にて開示しています。また、サステナビリティに関する詳細な取り組みについては、和文版・英文版をWEBサイトにて開示しています。

また、当社グループの最新情報をステークホルダーへお伝えするため、ニュースリリースを発信しています。2020年度（2020年4月～12月：決算期変更に伴い9ヵ月）は51件のニュースリリースを公開しました。

2017年度より、当社グループの企業価値向上に関する取り組みについて財務情報とESGに関連する非財務の両面から情報発信を強化すべく、「統合報告書」を発行しています。「統合報告書」以外にも「株主のみなさまへ（事業活動のご報告）」の他、「定時株主総会招集通知」も和文版・英文版を冊子及びWEBサイトで開示するなど、積極的な情報発信に努めています。

▶ IR関連資料（IR情報ヘリンク）



「統合報告書2020」



「株主のみなさまへ
（2020年12月期末）」

株主・投資家との双方向コミュニケーション

▶ IR基本方針・免責

株主総会

住友林業は、2020年度より決算期を12月31日に変更した[※]ため、2021年は3月に定時株主総会を開催しました。開催にあたっては、招集通知（和文版・英文版）の法定発送期限に先だつ早期発送やWEBサイトでの開示、電磁的方法（インターネット等）での議決権行使への対応などを通じて、より多くの株主にご参加いただき、議決権を行使していただけるよう努めています。

※ 2020年6月23日開催の第80期定時株主総会において定款を変更したことにより、2021年からは毎年3月に定時株主総会を開催することとなります。

個別ミーティング

四半期ごとの決算発表後には、証券アナリストや機関投資家との個別ミーティングを開催しており、2020年度（2020年4月～12月：決算期変更に伴い9ヵ月）は国内・海外で合計117社と面談を実施しました。その他、スモールミーティングや現場説明会なども適宜開催していきます。

個人投資家向け説明会

個人投資家向け説明会を定期的実施しています。2020年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響と、決算期の変更に伴い行いませんでしたが、2019年度は大阪、名古屋で実施し、多くの個人投資家の皆さまにご参加いただきました。説明会では、住友林業グループの事業内容に加え、グループの成長戦略を説明する他、展示ブースを設け、希望する個人投資家に向けて住友林業グループが展開する戸建注文住宅・賃貸住宅・リフォーム・有料老人ホーム・海外不動産などの紹介を行いました。

海外機関投資家・株主向けIR活動

海外の機関投資家・株主の皆さまに対しては、決算関連資料の英語版の配信などを行っている他、2020年度は、経営陣が欧州の機関投資家・株主とオンラインミーティングを実施。業績や事業戦略などを説明するとともに、意見交換を行いました。

なお、より多くの対話機会を持つために、証券会社が主催するカンファレンスにも参加しています。

グリーンボンドの発行

住友林業グループでは、全ての活動において地球環境を意識した取り組みを推進しています。その一つとして、住友林業はグリーンボンド原則に則し、かつ大手評価機関よりセカンド・パーティ・オピニオンを取得した転換社債型新株予約権付社債（以下、「グリーンCB」）を2018年9月に100億円発行しました。これは、2016年度のニュージーランド山林資産の取得により減少した手元資金のリファイナンスを行うことが目的です。こうしたグリーンCBの発行は世界で初めての事例であり、この先進的な取り組みが高く評価され、Climate Bonds Initiativeが主催する「第4回Green Bond Pioneer Awards」の「New Products」部門を受賞しました。「Green Bond Pioneer Awards」を受賞するのは日本企業で初めてとなります。本取り組みは国内外におけるESG投資市場の活性化と裾野の拡大にも貢献しています。

▶ 評価機関Vigeo Eirisによるセカンド・パーティ・オピニオン 

▶ 環境面での便益：アウトプット及びインパクトの事後的推計 

ポジティブ・インパクト・ファイナンスの融資契約締結

住友林業グループでは、中期経営計画における基本方針の一つに「事業とESGへの取り組みの一体化推進」を掲げ、SDGsへの貢献に注力しています。

2020年3月には、三井住友信託銀行株式会社と、国連環境計画・金融イニシアティブ^{※1}が提唱するポジティブ・インパクト金融原則^{※2}に即した「ポジティブ・インパクト・ファイナンス（資金用途を特定しない事業会社向け融資タイプ）」の融資契約を締結しました。これは当社のSDGsに貢献する取り組みが評価されたもので、本件借入については通常の融資と比べ金利水準が優遇されます。本件締結にあたって、株式会社日本格付研究所よりポジティブ・インパクト金融原則への準拠性、活用した評価指標の合理性について第三者意見^{※3}を取得しています。

今後も、SDGsの目標達成に向けた取り組みをより一層強化し、中長期的な企業価値の向上を目指します。

※1 国連環境計画・金融イニシアティブ（UNEP FI）：国連環境計画（UNEP）は、1972年に「人間環境宣言」及び「環境国際行動計画」の実行機関として設立された国連の補助機関。UNEP FIは、UNEPと200以上の世界の金融機関による広範で緊密なパートナーシップであり、1992年の設立以来、金融機関、政策・規制当局と協調し、経済的発展とESG（環境・社会・企業統治）への配慮を統合した金融システムへの転換を推進

※2 ポジティブ・インパクト金融原則：UNEP FIが2017年1月に策定。企業がSDGsの達成への貢献を開示し、銀行はそのプラスの影響を評価して資金提供を行うことにより、資金提供先企業によるプラスの影響の増大、マイナスの影響の低減の努力を導くもの。融資を実行する銀行は、責任ある金融機関として、指標をモニタリングすることによって、インパクトが継続していることを確認

※3 株式会社日本格付研究所のウェブサイトをご参照ください

<https://www.jcr.co.jp/>

▶ 三井住友信託銀行が実施する住友林業株式会社に対するポジティブ・インパクト・ファイナンスに係る第三者意見 